

天塩町障害者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

2 適用範囲

この方針は、天塩町に属する全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとし、物品等の調達が可能なものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

- ア 障害者雇用促進法の特例小会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅等就業障害者等

- ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の対象となる物品等

天塩町の全ての機関が発注する物品等のうち、障害者就労施設等が供給で

きるものとする。

5 調達推進方法

- (1) 予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定及び天塩町契約規則等に基づき、随意契約の積極的な活用を検討し、障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を組織全体で共有し、障害者就労施設等への発注に努める。
- (3) 各機関においては、優先調達の可能性について十分に検討し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。

6 調達目標

対象となる物品及び役務の種別ごとに、前年度の実績額を上回ること。

7 調達実績のとりまとめ及び公表

会計年度毎又は事業年度毎の実績について、その概要をとりまとめ、公表する。